

【参考】 千葉県情報公開条例の一部改正に伴う主な改正条文（概要）

下線部のとおり、修正及び削除します。

改正後	現行
<p>第五条 <u>何人も</u>、この条例の定めるところにより、実施機関に対して行政文書の開示を請求することができる。</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p>	<p>第五条 <u>次の各号に掲げるものは</u>、この条例の定めるところにより、実施機関に対して行政文書の開示を請求することができる。</p> <p><u>一 県内に住所を有する個人及び県内に主たる事務所を有する法人その他の団体</u></p> <p><u>二 前号に掲げるもののほか、次に掲げるものの</u></p> <p><u>イ 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体</u></p> <p><u>ロ 県内に存する事務所又は事業所に勤務する者</u></p> <p><u>ハ 県内に存する学校に在学する者</u></p> <p><u>三 前各号に掲げるもののほか、行政文書の開示を必要とする理由を明示して請求する個人及び法人その他の団体</u></p>
<p>第十三条 前条第一項及び第二項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から<u>十五日</u>以内にしなければならない。ただし、第七条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を<u>四十五日</u>以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	<p>第十三条 前条第一項及び第二項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から<u>三十日</u>以内にしなければならない。ただし、第七条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を<u>三十日</u>以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>